

研究

天領十カ村の石高について

聖田波越・尾田正己家古文書の考察

会員 岩田善市

(表紙)

天保四年
豊後國海部郡拾ヶ村高及別并
家数人数牛馬数取調帳
琴巳 九月

一 高貳千百拾石七斗六升式合

豊後國海部郡

拾ヶ村

内 四拾貳石七斗八升

新田畑

一 高百貳拾五石貳斗貳升

右村ニ新田無御座候

塩月村

但私領入金并

御朱印地除地高寺社領等無御座候

一 高百五拾四石七斗九升七合

右同断

西野村

但右同断

一 高七拾七石九斗五升

右村ニ新田畑無御座候

府坂村

高拾石三斗二升

毛利伊勢守領分

但右ノ外

一 高七拾貳石五斗九升

御朱印地除地高寺社領等無御座候

桐野村

右村ニ新田畑無御座候

但私領入金并

一 高百三拾五石八斗八升七合

御朱印地除地高寺社領等無御座候

石打村

右同断

但右同断

一 高百四拾九石八斗貳升式合

右同断

波越村

但右同断

一 高三百八拾壹石八斗七升八合

右同断

泥谷村

一 高八百四拾八合

但右同断

文政五年御高入

新畑

但右同断

一 高五百七拾四石七斗四升七合

但右同断

津志河内村

高五石三升六合

御高入年号相知不申候

右新田

高拾九石六斗貳升式合

右同断新田

高九斗八升四合

寛政三亥年御高入分

高七斗九升五合

右同断御高入新田

高壹石七斗八升三合

文政五年御高入

但右同断

但右同断

一 高三百貳拾六石五斗六升七合

柏江村

高七斗式升五合 御高入年号相知不申候

右新田

高三石六斗九升 天明元年丑御高入

新田

高壹斗六升八合 文政五年御高入 新田

高八斗式升式合 同年御高入 新田

但同新

一高四百拾壹石三斗九合 床水村

内 高六石五斗八合 御高入年号相知不申候

高式石四斗 文政五年御高入 新田

外 高六拾式石三斗五升三合 毛利伊勢守領分

但右の外 御朱印地除地高寺社願無御座候

右者毛利伊勢守御預所高岡郡村名書面之通相違無御座候

尤右之外新田御高入并見取及高流作場御林等無御座候

年号月日 以上

天領十ヶ村とは、塩月・西野・府坂・棚野・石打・波

越・泥谷・拍江・津志河内・床木の十ヶ村のことで、高

政の弟森九郎左衛門吉安が、故あって幕府に奉った土地

である。それ以後天領として扱われたが、何分もすか二

千石ばかりの土地とあつては、煩わしかつたのであろう

毛利氏に預けられていた。それでこの取調帳は、毛利伊

勢守家来が、御勘定所へ報告されたことになつてゐる。

又天領支配については年代によつて異動が及られる。故

足田泉氏の調査によれば、

森九郎左衛門支配の時代

慶長六年〜寛永九年 三十一年間

幕府直轄時代 寛永九年〜寛永十年 約一か年間

佐伯藩預り時代 寛永十一年〜寛文八年 三十四年間

幕府直轄時代 寛文九年〜天明三年

佐伯藩預り時代 天明四年〜明治二年

海部郡 小長谷勘左衛門御代官所

四〇二石 床水村 (四一〇石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

一五五石 塩月村 (一五五石)

八〇石 泥谷村 (三八一石)
 一四二石 波越村 (一四九石)
 一五一石 西野村 (一五四石)
 一三五石 石打村 (一三五石)
 七七石 府坂村 (七七石)
 七七石 棚野村 (七七石)
 二七一石 津志河内村 (二七四石)
 三二一石 柏江村 (三二六石)
 高式千八拾石六斗八升八合 捲力村

天保四年の高と約三拾石の差がある。それ故元禄十四
 年からの百三十二年間の、高入新田ができたためである
 う。

天領に於ける天保四年の米の取高

一萬四百拾壹石三斗九合

麻木村

此取

田高 三百四石三斗六升

此反別 拾六町壹反七畝拾式步

此取米百三十八石七斗三升五合八勺

畑高 百六石六斗四升九合

此反別 拾五町八反壹畝八步

此取米三拾三石五斗七升七合八勺

一萬百貳拾五石貳斗貳升

塩目村

此取

田高 九拾三石壹斗五合

此反別 七町八反拾壹步

此取米五拾石八斗六升

畑高 三十式石貳斗五合

此反別 三町貳反貳畝壹步

一萬百五拾四石壹斗九升七合 此取米九石八斗四升

西野村

此取

田高 百拾三石七斗七升四合七勺

此反別 拾四町三反拾六步

此取米七拾貳石八斗壹升貳合貳勺

畑高 四拾石四斗貳升貳合三勺

此反別 六町三反拾壹步

此取高拾三石四斗壹升六合四勺

一萬七拾七石九斗五升

府坂村

此取

田高 四拾四石貳斗六升七合

此反別 五町貳反貳畝拾步

此取米貳拾八石七斗三升三合三勺

畑高 三拾三石六斗八升三合

此反別 七町七反六畝七步

此取米拾石七斗貳升三合九勺

一萬七拾貳石五斗 升

棚野村

此取

田高 五拾三石八斗九升六合

此反別 五町九反八畝拾壹步

此取米壹拾貳石三斗四升七合六勺

畑高 拾八石六斗九升四合

此反別 貳町四反三畝九步半

此取米五石四斗貳升九合

一萬三拾五石八斗八升八合

石打村

此取

田高 百六石五斗五升八合

此反別 九町九反三畝拾六步

此取米四拾石九斗四升七合三勺

烟高 式拾九石三斗三升
 此反別 四所六畝式拾八步半
 此取米八石八斗七合四勺
 一萬百四拾九石八斗式并式合
 此取 波越 村

田高 六拾七石七斗六升
 此反別 八所八畝六步
 此取米三十八石三升五合三勺

烟高 八拾式石六斗六升式合
 此反別 拾四所七反七畝三歩
 此取米式拾七石七斗七升三合九勺

一萬三百八拾壹石八斗七升八合
 此取 浪谷 村

田高 式百七拾参石九斗八升九合五勺
 此反別 式拾参所四反九畝拾式步半
 此取米百四拾四石五斗八升四合式勺

烟高 百七石八斗八升八合五勺
 此反別 拾壹所九反七畝拾拾步半
 此取米式拾三石式斗三升九合四勺

一萬式百七拾四石七斗四升壹合
 此取 津志河内 村

田高 式百拾石式斗八升式合八勺
 此反別 式拾三所四反式畝壹步

烟高 六拾四石四斗五升八式式勺
 此反別 八所五反七畝三歩
 此取米拾七石八斗九合壹勺

一萬三百式拾六石五斗六升七合
 此取 柏江 村

田高 式百八拾五石六斗三升三合
 此取

此反別 三拾壹所九畝拾三歩半
 此取米百廿拾八石七斗六升三合六勺
 烟高 三拾石九斗三升四合
 此反別 三所五反八畝五歩
 此取米七石七斗八升三合壹勺

右之寄
 一萬合式千百拾石七斗六升式合
 此取 拾ヶ 村

田高 千五百六拾式石九斗三升六合
 此反別 百四拾五所五反七畝式拾九歩

烟高 五百四拾八石式斗六合
 此反別 七拾八所五反七畝式拾六歩半
 此取米百廿拾七石六斗九升

右之通御座候 以上

天保四年己九月 毛利伊勢守 家来

御勘定所

この報告によると、天保四年は相当な不作と云えて、どの村も田高に比較して非常な減收である。仮に西野村の例で年貢の計算をしてみると、百姓がどれ程苦しい生活をしていたかが想像出来る。
 天明四年（一七八四）の「西野村銘細帳」によると、西野村の田高、畑高は、これより四十九年後の前掲天保四年（一八三三）と同高である。
 不作の年は年貢も考慮されるので、例えば五公五民へ五割年貢として出し立割を百姓が取る）として計算して

みることとする。尚田方は皆稻を作り、西野村では万石・みのかけ・高崎・おくて・ござれもち等作つたから、全部年貢の対象になるとする。畑は小物成で小麦・小麦・粟・稗・大豆・唐芋・大根・麻・棉を作り、たいてい現物納めが銀納であるから、米へ年貢の対象にはならないとして、田方の方だけで見積りしてゐる。

天保四年の取米は七拾貳石八斗貳升貳合貳勺である。これを五公五民で計算すれば、次の通りとなる。

田高 一一三石七斗四合七勺
此取米 七二・八一二二（天保四年）

年貢米 五六・八八七三（五割公有）
残り米 一五・九二四九（百姓が年貢納め）

西野村の本百姓は三十六軒であるから、平均してみると残り米は一軒平均四斗四升二合三勺となる。これが一年間の収入であり、それを一年間に食ふにはならぬ。尚村後の給料とか諸費用が差引かれると、減る一方である。その上、畑のものを現物納めが銀納にすれば金が入用となるので、作間稼ぎをしなければ生活が出来ない。食物も麦を以ては不足で、雑穀を食つても尚不足する。男は薪代売、葛根、蕨、山芋、蕪、蕎麦、さつまいも、延岡方面にまで山仕事に出かけるといへた。工合。女は布綿、木綿織、寄袋を日ごといで働く。それで飢え死まで出るという具合で、飢饉の年ではほんとに惨めなものであった。

食糧不足で一棲が起きたり、米蔵の打ちあしが始まつたりした。天保四年、五年の「日本史年表」をみると、そうした社会現象が起きている。

（以下「日本史年表」歴史学研究会編より抜粋）
一八三三年 天保四年 癸巳
兵庫、青森を以て米価騰貴のため騒動がおきる

幕府江戸市中の米穀松底に引き渡す米を松下げると、江戸大坂への廻米を奨励する。酒造米を三分の二に減らす。
江戸、大坂、小浜、広島など全国各地で米価騰貴、米買占めに對し騒動、うちこわしがおきる。幕府は米商人が米を囲い、又は他國に廻送することを嚴禁する。儉約令を以て五十年延期する。

こういふ状態が五年、六年、七年とつづいたのであつた。
（終）

佐伯史談会と郡部とこころ

(一)

○小浜村

一八八所村の先登を切つて、文化財保護条例をつくり、聖殿洞窟、小浜燈籠洞、鐘子溪谷など、聖蹟を天然記念物に志す。文化財の指定保護も真先であつた。特に佩楯山には今春史談会員は数度におたつて登り、そのすばらしい展望と、山頂近いところでは貝化石や、縄文土器の破片などを手に入れている。村の入口にある飯塚の溪谷には三つの果勝、地獄谷と鐘乳洞と、うま小穴、秋の探勝にふさわしいところだ。史談会の大挙探勝と計画したい。

○宇目町

距離の関係で、史談会もなかなか足が伸ばせない。塩見園に古い空塔の二墓発見され、外にもあちこちに古塔が多く、重岡の「百いざの墓」のような文化類のないものがあるだけ、期待するところは大きい。
ただ一人の會員神丸氏が、盛んに発見調査に取組んでおられる（近く出かけることにしている）。